

## 登録業者に対する指名停止について

|           |  |
|-----------|--|
| 対象業者名     | 株式会社 豊橋タイプ<br>代表取締役 坂井 道男<br>豊橋市松葉町二丁目5番地<br>有限会社 丸富商会<br>代表取締役 伊藤 年伸<br>豊橋市中岩田一丁目13-16  |
| 指名停止理由    | 学校事務職員が行った不適正な経理処理に関し、複数回に渡り、対象となる契約行為及びこれに係る物品納入がないにも関わらず、見積書、納品書及び請求書を提出し、納品を偽装したうえで代金を受領したため。   |
| 経緯        | 豊城及び高豊中学校事務職員と複数回に渡り、対象となる契約行為及びこれに係る物品納入がないにも関わらず、見積書、納品書及び請求書を提出し、納品を偽装したうえで代金を受領していた。   |
| 指名停止の適用根拠 | 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第12項<br>指名停止措置要領別表<br>(不正又は不誠実な行為)<br>12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき<br>当該認定をした日から2か月以上12か月以内 |
| 指名停止期間    | 2か月 (令和3年3月27日～令和3年5月26日)  |
| 備考        | 対象業者の主な登録業種<br>(株式会社豊橋タイプ)<br>物品の製造・販売：文房具・事務用機器、電算機器、通信機器<br>(有限会社丸富商会)<br>物品の製造・販売：学校教材等、医療・理化学・計測機器、薬品・試薬・農薬  |